

○ ゾーン30整備基準について

□ 整備基準

- (1) 小・中学校等の通学路を含む区域
- (2) 公共施設や病院・児童遊園など高齢者や子供が利用する施設等を含む区域
- (3) 観光施設等多数の歩行者等の通行が想定される区域